

平成十五年三月環境省告示第十九号（土壌含有量調査に係る測定方法）の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 平成十五年三月環境省告示第十九号（土壌含有量調査に係る測定方法）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表		別表	
特定有害物質の種類	測定方法	特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（ <u>準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。</u> ）	カドミウム及びその化合物	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
六価クロム化合物	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、 <u>日本工業規格K0170-707のa)又はb)に定める操作を行うものとする。</u> ）	六価クロム化合物	規格65.2に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
鉛及びその化合物	規格54に定める方法（ <u>準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。</u> ）	鉛及びその化合物	規格54に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)（注(6)第3文を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法	ふっ素及びその化合物	規格34.1に定める方法又は規格34.1c)（注(6)第3文を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法
(略)	(略)	(略)	(略)

